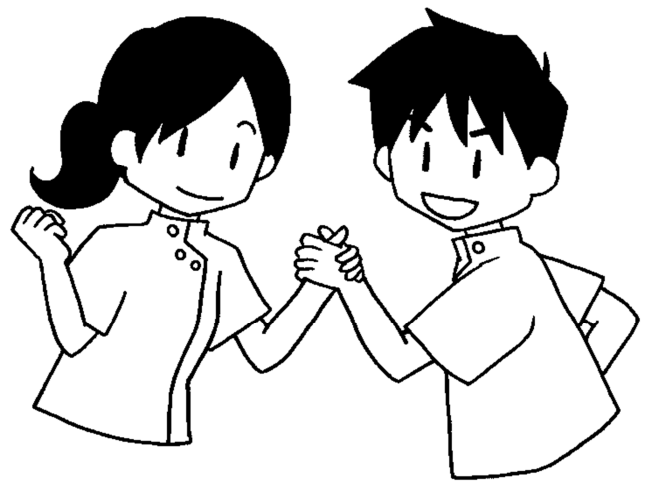


令和6年度（2024年度）

河内長野市「協働事業提案制度」

募集案内



協働事業提案制度とは？

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働で取り組むことで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、行政への住民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくための制度です。

お問合せ先

河内長野市 自治協働課 市民協働係（河内長野市役所7階）

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721-53-1111

FAX 0721-53-2380

電子メール jichishinkou@city.kawachinagano.lg.jp

市ホームページ <https://www.city.kawachinagano.lg.jp/>

1. 応募から実施までの流れ...

まずは相談	市の担当課による個別相談で、具体的な検討を進めましょう。	自治協働課、もしくは協働したい課
提案事業の応募	必要書類をそろえて、自治協働課に提案を応募します。	令和6年3月4日(月) ~ 4月26日(金)まで
事前協議	提案事業の関係課と、提案内容の確認及び調整を行います。提案内容の修正や提案の取り下げも可能です。	5 ~ 6月頃を予定
提案団体の決定	市は、公開プレゼンテーションに参加できる提案団体を決定します。	7月頃を予定
公開プレゼンテーション	市の担当課と一緒に、公開の場で提案事業のプレゼンテーションを行い、選定委員会(第三者)からの質問および審査を受けます。	8月頃を予定
成案化協議事業の選定	選定委員会からの提言を受け、市は成案化に向けた協議に進める事業を選定します。	9月下旬を予定
成案化に向けた協議	市の担当課と成案化に向けた協議を行います。なお、市に費用が発生する場合、予算化措置を行います。	9月下旬 ~ 11月頃を予定
事業の実施	市の担当課と協定を締結したうえで、事業を実施します。	協定締結後、随時~
事業の報告	一定期間経過後、事業の成果等を市と団体の双方で情報共有するため、それぞれ評価シートを作成します。また、事業の成果等について、公開の場で報告します。	令和8年5月頃を予定

2. これまでに成案化した協働事業

ひとで不足農家の支援活動 (菜園クラブ/農林課)



美加の台第10号緑地他植樹事業 (美加の台自治会連合会ほか/公園河川課)



市民が活躍する岩湧の森の活用事業 (NPO法人森林ボランティアトモロス/農林課)



サポートブック「はーと」を拡げる活動 (ピアはーと/障がい福祉課)



花いっぱい街づくりサポート (NPO法人フルル花と福祉の地域応援ネット/資産活用課)



ひきこもり・ニート支援に係るファーストステップトライアル事業 (特定非営利活動法人青少年自立支援施設淡路プラッツ/地域教育推進課)



協働による向野緑道のリニューアル事業 (アメニティ長野自治会/公園河川課)



3. 実際に応募しよう！

事業の要件

市民公益活動に係る事業のうち、次のいずれの要件にも該当するものです。

事業を提案した市民公益活動を行う団体が当該事業を企画し、実施するもの
市民公益活動を行う団体と市がそれぞれ単独で事業を実施するよりも、協働で事業を実施する方が相乗効果を生み、市民に効果が還元できると思われるもの

応募コース

<市設定テーマ部門> 市が提示した概要書に基づき、具体的な事業を提案
木のある暮らしの魅力発信【農林課】

詳細は、当冊子7ページに記載しています。

<市民自由提案部門>
市からのテーマではなく、市民が自由な発想によって事業を提案するもの

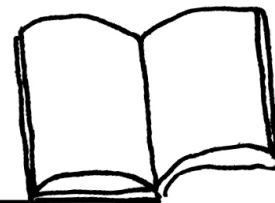
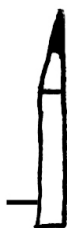
「市民公益活動」とは？

市民の自発性及び自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のことをいいます。なお、以下の留意点にもご注意ください。

企業などの事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もありますので、ここでいう「市民」には「事業者」も含まれると考えます。

自治会などが行う活動は、地域の課題解決という側面では市民公益活動ですが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動と捉えて除きます。

宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。



団体の要件

提案者は、次の ~ の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。

市内で活動している、原則として5人以上の構成員で組織している団体

運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体

適切な会計処理が行われている団体（予算を持つ場合）

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体でないこと

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分を受けている団体、又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にないこと

応募に必要な書類

以下の書類の提出が必要です。様式は市ホームページからダウンロードできます。

協働事業提案書（様式第1号）

協働事業企画書（様式第2号）

団体概要書（様式第3号）

添付様式をご覧ください

団体の定款、規約、会則その他これらに類するもの

団体の役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの）

団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）

団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）

その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）

応募方法

市の担当窓口にご持参いただくか、郵送またはメールによりご応募ください。

募集期間：令和6年3月4日（月）～4月26日（金）

月曜～金曜（祝日を除く）の9時～17時30分までにお越しください。

提出先：河内長野市 自治協働課 市民協働係（河内長野市役所7階）

4. 実現までに...

事前協議

応募後は、市の関係課との事前協議に参加いただきます。

事前協議では、事業の必要性や事業実施上の課題、役割分担等について協議、検討します。この期間中に、提案内容の修正や取り下げを行うことができます。

参加・不参加決定

市は、事前協議をふまえ、提案書類の確認等を行い、以下の場合を除き、「公開プレゼンテーション」への参加または不参加の決定を行い、文書にて通知します。

- ・ 応募要件に合致しないことが明らかな場合
- ・ 法令や制度上の制約があり実施できない場合
- ・ 市の他の制度又は仕組みで対応する方が適切な場合 など

公開プレゼンテーション

公開の場で、提案団体と市の担当課が申込事業の内容について説明・PRします。

第三者である選定委員会が、申込書類と公開プレゼンテーションに基づいて、「成案化協議」に進むにふさわしい事業の選定を市に対して提言します。

申込団体は、必ず公開プレゼンテーションに出席してください（令和6年8月頃を予定）。欠席の場合は、申込みを取り下げたものとみなされます。

選定に際しての審査項目

審査項目	審査のポイント
提案事業の妥当性	地域や社会の課題把握、公益性・必要性、目標設定、具体性、費用対効果、役割分担
協働の必要性	市民公益活動の特性〈先駆性や専門性等〉、協働による効果
実現性	実施能力、相互理解、資源（予算等）、熱意
発展普及性	継続性、市民力・自治力の向上

成案化協議に進む事業の選定

市は、選定委員会の提言をふまえて、成案化に向けた協議に進むか否かの決定を行い、文書にて通知します。条件等が付された場合は、提案の取り下げも可能です。

5 . 成案化そして実施へ

成案化に向けた協議

提案団体と市の担当課が具体的な協議を行い、協働事業協定書を交わします。

市では、市の方針として位置付けるとともに、予算が必要な場合は、予算化の措置を行います。その場合は、市議会の議決(3月)を経て、翌年度の実施となります。なお、予算化の必要がない場合は、翌年度を待たずに実施できます。

事業の実施

提案団体と担当課は、協働事業協定書に基づいて事業を実施します。

実施途中で、事業の成果などについて確認する会議を行い、協働の関係を翌年度以降も継続するかどうかについて協議します。

事業の報告

事業完了後、提案団体と担当課は、事業の成果等に対する自己評価を行い、お互いで事業の成果を共有します。

事業の実施後、報告会を行います。これは、実施に至る過程や事業の成果を広く伝え、協働事業提案制度への理解を深めるために実施するものです。

情報公開

市は、市ホームページ等で次の内容を公開します。

- ・提案団体名と提案の概要
- ・成案化協議に進めることが決定した事業の概要
- ・実施する事業の企画書
- ・実施した事業の結果報告

市では、河内長野市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に保護します。

協働事業提案制度に係る市設定テーマ応募用紙

提案課（係）	農林課（林政係）	
テーマ名称	木のある暮らしの魅力発信	
想定される取り組み	地元木材である「おおさか河内材」を使った木製品「木のある暮らしプロダクト」を活用した木のある暮らしのPR等	
背景・現状・課題	河内長野市は面積の7割が森林であり、森林資源も豊富であるが、林業従事者の減少や木材利用の低下から森林の手入れがされず、人工林の荒廃が進んでいる。一方でDIYの流行や、集成材や不燃処理等の技術向上に伴い木材への関心も増加傾向である。	
テーマのねらい	木のある暮らしを実現している方や、木のある暮らしを推進する企業等に魅力発信等の事業をしていただき、森林と、木材への関心を持つ人をつなげることで、木のある暮らしの実現と自然環境の保全を実現したい。また、地元材である「おおさか河内材」の利用促進を図りたい。	
協働したいパートナー	木のある暮らしを実現している方や、木のある暮らしを推進する団体及び企業等	
役割分担 （案）	両者	木のある暮らしの魅力発信につながる事業の共催
	提案団体	事業の内容検討、事業の実施等
	市	事業のサポート、PR、会場の確保、木のある暮らしプロダクト製造販売業者とのつなぎ役等
担当課からメッセージ	「おおさか河内材」や木のある暮らしの良さを多くの人に知って、体感していただけるような事業を一緒に企画しましょう。	

河内長野市長 様

協働事業提案書

市との協働事業について、以下のとおり提案します。

事業について（詳細は、協働事業企画書（様式第2号）をご記入下さい。）	
事業の名称	
提案の区分 （いずれかに）	・市設定テーマ部門〔テーマ名： 〕
	・市民自由提案部門

団体について（詳細は、団体概要書（様式第3号）をご記入下さい。）	
団体の名称	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL（ ） - FAX（ ） - E-mail
住所	〒
連絡責任者（代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。）	
役職名・名前	
連絡先	TEL（ ） - FAX（ ） - E-mail
住所	〒

添付書類チェックシート（該当すれば左の欄にレをつける）	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 協働事業提案書（様式第1号：本書類） (2) 協働事業企画書（様式第2号） (3) 団体概要書（様式第3号） (4) 定款、規約及び会則その他これらに類するもの (5) 役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの） (6) 団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書） (7) 団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書） (8) その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）

受付日	年 月 日（ ）	整理番号	
-----	----------	------	--

2. 提案内容の関連項目		
行政と協働する必要性、相乗効果、メリット	なぜ行政と協働で行う方が良いのか？	
提案事業を進めていく上で、想定される課題	協働で行っていく上で、何が問題なのか（問題になりそうか）？	
PRしたいこと	その他、行政と協働していくに当たってPRしたいことをご記入ください。	

提案事業の要件チェックシート（該当すれば左の欄にレをつける）	
<p><事業の基本項目></p> <p>(1)事業を提案した市民公益活動（ 1 ）を行う団体が当該事業を企画し、実施するもの</p> <p>(2)市民公益活動を行う団体と市がそれぞれ単独で事業を実施するより、協働で事業を実施する方が相乗効果を生み出すことができ、市民に効果が還元できるもの</p> <p>1：市民公益活動</p> <p>市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動</p> <p><事業の適用除外></p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動でないこと。</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動でないこと。</p> <p>(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動でないこと。</p>	

記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

団 体 概 要 書

		整理番号		
団体の名称				
団体の概要	構成員数	会員数	人	
		専従職員	人	
	役員数	人	うち有給職員	人
	設立年月	年 月		
	活動の目的			
主な活動内容				
事業実績	実績	時期	内容(事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など)	
	行政との協働実績			
	上記以外の事業実績			

提案団体の要件チェックシート (該当すれば左の欄にレをつける)

<p><団体の基本項目></p> <p>(1) 市内で活動する団体である</p> <p>(2) 運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体である</p> <p>(3) 適切な会計処理が行われている団体(予算を持つ場合)である</p> <p>(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体ではない</p> <p>(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体、又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体ではない</p>

記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。